

誓約書

農地法第3条第1項又は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項により、新規に農業を開始する者及びその世帯員は、次の事項を遵守する。

- 1 農地法第3条第1項の許可を受けた農地（売買等）の全てについては、許可後3年間は次の行為をしない。
 - ① 処分（売却）等及び使用収益の解約
 - ② 農地転用
- 2 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項（貸借等）の認可を受けた農地の全てについて、次の行為をする。
 - ① 周辺地域における農用地の農業上の効率的、総合的な利用に協力する。
 - ② 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ、安定的に農業経営を行う。
 - ③ 農地所有適格法人でない法人においては、役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作等に常時従事する。
- 3 隣接地はもとより、近隣者に迷惑をかけないように、営農に奨励する。
- 4 農業委員会及び農業委員の指導、勧告等に従う。

上記について遵守することを誓約いたします。

令和 年 月 日

西条市農業委員会

会長 加藤 茂 殿

住所

氏名

印

上記の誓約書に従わない場合は、原則として、新たな申請に対する西条市農業委員会の許可等は行わない。また、当該農地の貸借等を解除する。